

業務の運営に関する規程

岩手スポーツアスリート無料職業紹介所

第1 求人

- 1 本所は、取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求人の申込についてもこれを受理します。
ただし、その内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込は、求人者又はその代理人がお申込みください。郵便、電話、FAX又は電子メールでも差支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急のあるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示ください。

第2 求職

- 1 本所は、取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求職の申込についてもこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合は受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別な登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略します。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力の応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

- 5 いったん求人、求職の申込を受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。

第4 その他

- 1 本所は職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
なお、本初の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適性管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、間他、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。
- 5 本所の取り扱い職種の範囲等は、国内・全職種。求人者は、岩手県内の事業所。求職者は世界大会や国民体育大会、全国規模の大会への出場を目指すスポーツ選手です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和2年6月17日

代表者 公益財団法人岩手県体育協会
副会長兼理事長 平藤 淳